

水戸地方裁判所委員会（第16回）議事概要

- 1 開催日時 平成22年5月24日（月）午後1時30分～午後3時30分
- 2 開催場所 水戸地方裁判所大会議室
- 3 出席者 （委員）
市村陽典，上本哲司，小田部卓，小野邦夫，紙屋克子，鈴木慶子，
都築民枝，根本信義，根本渉，真山淑枝，山口潔，横田由美子
（敬称略）
（春日委員は欠席）
（事務局）
大森豊民事首席書記官，齋藤文男刑事首席書記官
布施敏幸事務局次長，竹内信俊総務課長

4 議事概要

- (1) 新任の上本委員及び根本（渉）委員（平成22年4月1日付け就任）の自己紹介
- (2) 裁判員制度の実施状況について，水戸地方裁判所判事である根本（渉）委員，水戸地方検察庁検事である上本委員，茨城県弁護士会弁護士である根本（信）委員及び横田委員の法曹三者から説明が行われた。説明の要旨は次のとおりである。

ア 水戸地方裁判所根本（渉）委員の説明

- (ア) 裁判員制度が施行された昨年5月21日から今年3月31日までに，全国的には1626件の裁判員対象事件が起訴されている。この内，強盗致傷の起訴件数が一番多く，次に殺人，現住建造物等放火といった順になっている。水戸地裁の事件数については，5月21日から3月31日までで42件起訴されたが，今年4月の新受件数は8件あったので，昨年5月21日から今年4月末までの起訴件数は50件となっている。事件名別に言

うと、全国的な傾向とほぼ同様であり、強盗致傷が一番多く、現住建造物等放火、殺人、傷害致死といった事件が比較的多く起訴されている。最近になって裁判員裁判対象事件の起訴件数が増えており、本年1月の起訴件数は0件であったのに対し、2月に8件、3月に10件、4月に8件と3か月で26件の起訴がされた。昨年5月から本年1月までの件数が24件なので、それを上回る件数が2月、3月、4月の3か月間で起訴されたということになる。

本日までに水戸地裁で行われた裁判員裁判は8件あり、その罪名の内訳は、危険運転致死が2件、強制わいせつ致傷、強盗致傷、銃砲刀剣類所持等取締法違反、強姦致傷、危険運転致死傷、強盗強姦・強盗殺人が各1件ずつである。判決で一番重かったのは、強盗強姦・強盗殺人の無期懲役、次に重い判決は強盗致傷の懲役8年である。逆に一番軽い判決は、強制わいせつ致傷の懲役3年、5年間保護観察付き執行猶予で、執行猶予が付いたのは水戸地裁ではこの事件のみである。その他5件についてはいずれも懲役6年の実刑判決である。

これらの判決については、上訴が無くすべて確定している。

- (イ) 裁判所にお越しいただいた裁判員候補者の人数について、一番刑の重かった強盗強姦・強盗殺人の時は、裁判員候補者として、名簿から100名の方を選び、このうち70歳以上の方、裁判員になれない等の辞退事由がある方が25名おり、その25名を除外し辞退事由等が特にない75名の方々に「裁判員等選任手続のお知らせ」という案内状を送付し、71名の方に案内状が届いた。その案内が届いた方71名のうち、26名が辞退を申し出てそれが認められ、最終的に選任手続にお越しいただく裁判員候補者は45名となった。この45名のうち、実際に裁判所に来られた方は39名で、出席率としては86.7%となった。その他の事件についても出席率については約8割強となっている。

(ウ) 水戸地裁で行われた裁判員裁判 8 件のうち 3 件の被害者参加があった。

被害者遺族が意見陳述を行ったり被告人に質問したり、被害者参加弁護士が被告人に対し、償いの気持ち等の質問を行ったりしていた。

(エ) 水戸地裁では、裁判員候補者の方々、裁判員の方々、傍聴希望者の方々の負担を軽減する工夫に取り組んできた。工夫としてまず初めに、裁判員候補者の選定人数の工夫が挙げられるが、事件ごとに裁判員候補者を選定する人数について、辞退を希望する方、当日お越しいただけない方を見込んだ人数を選定している。当初はどの程度お越しいただけるか見通せなかったため、一つの事件ごとに 90 人から 100 人程度の候補者を選定していたが、先程報告したとおり、出席率が 80%以上となっているので、審理期間が 3 日程度の事件については候補者の方々の負担をなるべく少なくするため、当初の候補者の選定人数を 70 名と定めた事件もある。

次に裁判員等選任手続に裁判所にお越しいただく時刻について、茨城県は面積が広い上に公共交通機関が充実していないということから、裁判員候補者が裁判所にお越しになる際には約 5 割強の方が自家用車を利用されているという実情にある。道路事情によって到着が遅れることもあることから、かなり余裕を持って自宅を出発されているのではないかと感じている。したがって、裁判所にお越しいただく時間が早すぎると裁判員候補者の方に負担を掛けるということになりかねない。当初は午前 9 時 10 分あるいは午前 9 時 30 分にお越しいただくようお願いしていたが、現在は午前の場合は午前 10 時、午後の場合は午後 2 時にお越しいただくような態勢をとっている。また、お越しいただく時間を遅くすると、選任手続にかける時間を短くしなければならないので、選任手続をコンパクトにする工夫も行っている。そのためには、裁判員選任手続の説明方法、裁判長からの質問の仕方等を工夫して時間を短縮することを実現してきた。

さらに、裁判員候補者の方々に選任手続中お待ちいただく時間があるが、

その空き時間を利用して、希望される方には裁判員裁判法廷を見学していただくようなことも行っている。これについては、毎回かなりの方が参加しており好評を得ている。

傍聴希望者への配慮として、従来は傍聴希望者が多数来庁されると予想される事件については、一定の場所で一定時間お待ちいただいていたが、そういった負担を軽減するためにリストバンド型整理券を使用し、傍聴できる方を発表する時間まで、その場に留まる必要がないようにした。

今後、さらに、合理化や工夫を重ねることにより、裁判員候補者等の負担軽減に努めたいと思っている。

(オ) 公判前整理手続について、水戸地裁では、特に複雑困難と言えないような通常の事件についても約10週間ないし12週間程度費やしていた。しかし、先に説明したとおり、今年2月以降新受事件が急増したことから、この期間をもう少し短くできないかを検討している。

(カ) 最高裁のアンケートによると、平成21年8月から12月にかけて全国の地方裁判所で行われた裁判員裁判138件について、裁判員等を経験された方々にアンケートを行った結果、「概ね審理は理解しやすかった」が70.9%、「評議は話しやすい雰囲気だった」が83.1%、「十分に議論できた」が75.8%、「裁判所の対応は適切であった」が77%という結果であり、概ね順調に裁判員裁判が行われたと思われる。

また、最高裁が行った、裁判員制度の運用に関する意識調査の結果は、「裁判員制度の実施により裁判の結果に国民の感覚が反映されやすくなる」、「司法が身近に感じられる」、「裁判がより公正中立になる」等の回答が得られている。

水戸地裁の裁判員等の意見を報道等で見ると、「全員で決めたので納得している」、「自分で判断できることが有意義であった」等述べられている。また、以前は裁判員制度に批判的であった裁判員が、「市民の意見も

必要だと思う」と考えが少し変わってきている事例もあった。

イ 水戸地方検察庁上本委員の説明

(ア) 裁判員裁判対象事件の起訴件数は、先程根本（渉）委員が述べられたとおりであり、水戸地裁本庁で受理された件数である。水戸は水戸地裁本庁のみで裁判員裁判を行うので、検察庁も同様に、各支部で起こった裁判員裁判対象事件は水戸地検本庁に送致され、本庁の検察官が捜査し起訴することになっている。約1年間で水戸地検が最も多く起訴した事件は強盗致傷の20件、続いて傷害致死の9件、殺人の6件となっている。約1年間で起訴した裁判員裁判対象事件は50件だが、これはあくまで起訴した件数であり、実際、警察から水戸地検に送致された裁判員裁判対象事件は約2倍の101件である。残りの51件については、例えば、コンビニで万引きをして逃げる途中で店員に暴行を加え軽いけがを負わせたような事件は裁判員裁判対象事件の強盗致傷として検察庁に送致されるが、処理の段階では窃盗・傷害に罪名を変更して起訴する場合もある。窃盗も傷害も裁判員裁判対象事件ではないため、裁判員裁判対象起訴件数からは外れている。そういった、認定罪名を変更し起訴した事件が多々ある。その他、責任能力が問えないので不起訴にしたものもある。少年事件の場合には、まず家庭裁判所に送致するので、その件数も除かれている。先程紹介した、強盗致傷、傷害致死、殺人が警察からどの程度検察庁に送致されているかというと、強盗致傷については40件、殺人は未遂も含め24件、傷害致死は起訴件数よりも少ない8件となっている。起訴件数よりも少ない理由は、当初殺人で送致を受けたが、故意の認定がとれないので傷害致死に変更したものである。

(イ) 水戸地検における裁判員裁判に対する取組、工夫している点について、裁判員裁判対象事件以外は、捜査及び公判に専従するという効率化の目的で捜査検事は捜査のみ、公判検事は公判のみと基本的に分かれているが、

裁判員裁判対象事件については、事前準備に相当労力がかかるし、一般の方々に分かりやすい公判を目指す目的で、捜査に携わった起訴検事、公判を専従している公判検事の2名が共同で裁判員裁判に立ち会うことにしている。

- (ウ) 水戸地検では裁判員裁判が始まる前に事前リハーサルと称するものを、公判前整理手続が終結する前に1回、公判前整理手続が終結した後に1回、合計2回ほど行っている。具体的な内容は、水戸地検にある模擬法廷で実際に裁判員裁判に立ち会う捜査及び公判検事が、冒頭手続、証拠調べ、論告を演じている。また、若手の職員に裁判員になってもらい、分かりづらかった点、分かりやすかった点を言ってもらい評価してもらっている。その評価も踏まえ、リハーサルに出席した検察官が改善点、見習う点を議論し合い、より良い裁判員裁判を目指している。

今後、毎週のように裁判員裁判が入っており、これからが裁判員裁判の正念場だと検察庁は感じており、これまで以上に見て聞いて分かる裁判を目指していきたいと考えている。

ウ 茨城県弁護士会根本（信）委員、横田委員の説明

- (ア) 茨城県の8件の判決を見ると、量刑的には概ね適正なものと評価でき、弁護士としては安堵している。特に裁判員裁判においては、性犯罪に対する厳罰化が危惧されたが、茨城県のこれまでの性犯罪事件を見る限り、厳罰化の傾向にあるとまでは言い切れない。

- (イ) 裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書に記載されている、「検察官と弁護人の説明の分かりやすさ」のところで、検察官は約80%分かりやすいとなっており、弁護人は50%に届かない状況となっているが、茨城県弁護士会の弁護士が担当した事件に限っては分かりやすいとの評価を得ていると思われる。ただ、一般的に言えば、検察庁は一致団結して裁判員裁判に取り組んでおり、パワーポイントで絵も表示するなどして

分かりやすく説明しているのに対し、弁護士は個人営業であることから、パワーポイントを使うにしても絵まで作成している時間がないというのが現状である。

(ウ) 裁判員裁判について取り組んでいることは、日弁連規模では、裁判員裁判が始まる前に何度も研修を行ったし、茨城県弁護士会としても、裁判員裁判を経験した弁護士に話を聴く機会を設けたりしている。弁護士は個人営業なので、検察庁のように一枚岩のようにはいかないし、裁判員裁判未経験の弁護士も多いが、追々熟練していくと思っている。

(エ) 起訴から裁判が始まるまで半年以上かかる事件もあるが、一番迷惑しているのは被告人であり、公判前整理手続の短期化というのを実現することが今後の改善点だと感じている。

(オ) 公判前整理手続の短期化を真剣に考えるのであれば、早い段階での証拠の一括開示を認めていただくのが一番であり、関係各位にご検討いただきたい。

(3) 意見交換の概要

・国民が裁判員制度に参加していくことが目的の1つであったと思うので、あらゆる人が真摯に向かうこの制度というのは、これからますます成熟していかなければならないと思う。

・国民の裁判員制度に対する半年後の検証と10年後の検証では、全く同じ意見というのはまずないので、時間をかけて見ていかななくてはならないと思う。

・裁判員裁判は、起訴から判決までの期間が短くなると思っていたが、実際のところ長くなっている。理由を聞いてやむを得ないと思うが、改善する余地はあるのか。

・今後、毎週のように裁判員裁判が行われるとなると、裁判員の守秘義務といった問題等、個人個人の負担が大きくなっていくのではないかと懸念している。

・判決の作成という点で、従来は事件によっては非常に膨大な判決文があったが、裁判員裁判ではそのような膨大な判決は物理的に無理だと思うがどうなのか。

・裁判員を経験した人からの意見で、「裁判所から裁判員裁判後の状況を聴いてくることがない」といった意見もあり、裁判所は裁判員裁判後のフォローをもっとすべきだと思う。

・選任手続について、どんどんスピードアップして短期化しすぎてしまうと、裁判員に適さない人を検討する時間が無くなってしまわないか。

・その都度問題が起きた時には対処できるような態勢作りが必要だと思う。

・従来の裁判より長くなっているのではないのか。

・一般の方々は、裁判員制度のことは分かっているけど、実際に行われている裁判の内容についてはまだ分かっていないと思う。

・裁判員制度の運用というそれだけを突出して分からせるのではなく、その中に入っている取調べの可視化等といったものも一緒に分からせるべきだと思う。

・アンケートに記載されている裁判員制度実施後の変化だが、裁判が迅速になったと思っている人が多いようだが何を基にしているのか。

・裁判員制度の運用に関する意識調査では良い事ばかり書かれているが、この影に何か問題はないのかと思う。

・裁判員制度について、大人社会での認知がまだないと感じている。

・裁判員制度が始まる前は大丈夫かなと思ったが、1年経過し、このままやっつけていけるのではないかと思った。

・報道などによって裁判が迅速化すると報道されており、私もそう思っていたが、今の段階では実際そうではないと聞き、報道などによりそう思い込こまされてきたのかなと思う。

・私の周りに裁判員に選ばれたらどうすると聞いてみたが、「絶対に引き受

けない」という答えが圧倒している。なぜかという、 「自分の子供に将来
危害を加えられたら大変」という答えだった。裁判員を選定するということ
は本当に大変だと思う。

5 次回期日等

(1) 平成22年11月1日(月)午後1時30分

(2) 次回意見交換テーマ

ア 労働審判の現状

イ その他